

ト	米原市の魅力を伝えたい	観光キャンペーン使節に上田さんと上野さん	1
ピ	米原駅周辺の『石炭ガラ等撤去問題』解決へ	市への和解金は1億7千万円、石炭ガラ混じりの土砂はリサイクル	2
ッ	介護保険料の基準額等を見直し	65歳以上の人の介護保険料が変わりました	3
ク	ご利用ください出前講座	今年度の講座メニューは全部で76種類	4
ス	消費生活相談コーナー	悪質商法にご注意！住宅用火災警報機の設置が義務化	8

米原市の魅力を伝えたい

米原市観光キャンペーン使節に上田さん(上丹生)と上野さん(米原)



米原市のいいところを
たくさんの方に知って
いただけるよう、
頑張りたいです。

自然あふれる米原市の
ステキなところを
ひとりでも多くの方に
アピールできるように
頑張りたいです。

上田晶子さん(上丹生)

上野弘実さん(米原)

6月1日、山東庁舎で「平成18年度米原市観光キャンペーン使節選任式」が行われました。選ばれたおふたりには、6月10日から開催の「天の川ぼたるまつり」をスタートに、今後、米原市や米原観光協会が開催するさまざまな観光事業で米原市のPR活動に活躍いただきます。

参画で 職場に活気 家庭にゆとり

6月23日(金)~29日(木)は男女共同参画週間です

男女が対等なパートナーとして、ともにイキイキと活躍できる社会の実現をめざして、参画週間を機会にこれからの男女のあり方について、今一度みんなで考えてみましょう。

男女共同参画講座のお知らせ

参加無料

日時 6月29日(木)13時30分~
会場 人権総合センターS・Cプラザ(一色)
テーマ 「時代は変わり目」~今までとこれから~
講師 京都女子大学教員 若杉貞子氏
申込締切 6月23日



申・問 S・Cプラザ内男女共同参画センター ☎54-2444 ☎54-3033

米原市職員

採用(上級)試験を実施します

試験区分：行政職

採用予定人員：3人

採用予定日：平成19年4月1日

受験資格：昭和57年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人。学歴は不問
第1次試験の実施日：平成18年7月9日(日)

10時~15時

試験会場：米原市立米原中学校(入江313番地)

試験内容：教養試験と専門試験

受験手続き：受験申込書に必要事項を記入し、米原市役所総務部総務課へ提出してください。

申込書の請求方法：総務課に請求または米原市の公式サイトからダウンロードしてください。

受付期間：平成18年6月22日(木)までの執務時間中(8時30分~17時15分まで) 郵送の場合は締切日までの消印有効

お問い合わせ

総務部 総務課(米原庁舎)

☎52-1552 ☎52-4447

公式サイト <http://www.city.maibara.shiga.jp>

米原駅周辺の『石炭ガラ等撤去問題』解決へ

市への和解金は1億7千万円、

石炭ガラ混じりの土砂はリサイクル

米原市がJR米原駅東口一帯で進めている土地区画整理事業の一部予定地（旧国鉄操車場跡地）から大量の石炭ガラや環境基準を超える鉛などが見つかった問題について、土地を売却した横浜市の『鉄道建設・運輸施設整備支援機構』が市と滋賀県土地開発公社のそれぞれに対し、処理費用1億7千万円ずつを支払うことで、この問題についての和解が成立する見通しとなりました。

有しており、この問題が発覚した平成15年当時に石炭ガラ等の撤去・処分費用として試算された額は約78億円にのびりました。

しかし、その後の調査の結果、石炭ガラ混じりの土砂については人体や環境への影響がなく、軽くて強度が高い性質であることから道路の路床材や盛土材等の公共資材として有効活用できることがわかり、産業廃棄物として処分するための費用を要さず、安価で処理できることになりました。一方、基準値以上の鉛が検出された一部の土壌については、管理型処分場へ運搬し適正に処分します。

和解金の1億7千万円は、これまでにかかった調査経費のほか、宅地部分の石炭ガラ入れ替え費用や汚染された土壌（鉛）の処理費用に充てられ、和解金の範囲内ですべての処理が可能です。

この和解により、課題であった石炭ガラおよび土壌汚染問題がすべて解決されることとなり、今後、安全で良好な宅地などの提供に向けて、事業の推進に全力で取り組むこととしています。



6月1日、山梨庁舎で行われた和解についての記者会見

お問い合わせ 都市整備部 区画整理課（米原駅東口すぐ） ☎52 6628 📠52 8321

米原市からの「平和のメッセージ」翻訳ボランティアを募集

核保有5カ国首脳あて「平和のメッセージ」

の翻訳に協力していただけますか？

米原市では本年8月に平和祈念式典を開催します。この式典に出席する市民の皆さんに『非核・平和都市宣言』への署名をお願いし、この署名が添えられた米原市の『非核・平和都市宣言』と米原市からの『平和のメッセージ』を、米国、英国、ロシア、中国、フランスの核保有5カ国首脳に送り、非核・平和を訴える計画をしています。

メッセージの原文案は右記の内容です。

翻訳する言語▶英語、ロシア語、中国語、フランス語

翻訳作業▶7月中旬まで募集〆切▶6月20日

(火)まで



（核保有5カ国首脳に伝えたい米原市民の声）

米原市は2005年6月、非核・平和都市を宣言しました。

私たちのまち まいばら には
青い空と緑にはえる山々
清流のせせらぎ
みのり豊かな田園

母なるめぐみの湖（うみ）がある

この一節ではじまる私たちの非核・平和都市宣言には、4万2千米原市民の平和への願いが込められています。

悲惨なヒロシマ ナガサキの体験から
核兵器を「持たず 作らず 持ち込ませず」の
非核三原則を全世界に訴え
戦争の放棄 恒久の平和を誓った
平和憲法を

私たちは 守ります

世界の恒久平和を願い、核を保有する貴国に対し、一刻も早い核放棄を訴えます。

今、ここに、恒久平和を願う市民の署名を添えて、私たちの非核・平和都市宣言をお届けします。

お問い合わせ 総務部 総務課（米原庁舎） ☎52 1552 📠52 4447

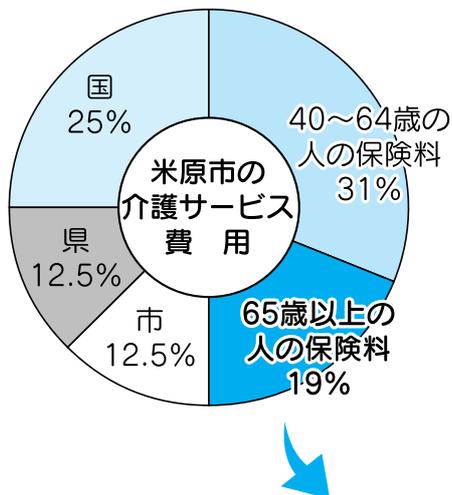
65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料について

平成18年度から介護保険料の 基準額等を見直しました

65歳以上の人に納めていただく介護保険料は、米原市で必要となる介護サービスの総費用などから算出した基準額をもとに、被保険者の所得に応じて決定しています。

これまでの介護保険料は所得に応じて5段階に分けていましたが、平成18年度から、所得が低い人の負担能力にきめ細かく対応できるよう、6段階へと見直しを行いました。

介護保険はだれもが安心して暮らせる高齢社会をみんなで支え合う制度です。この制度を健全に運営していくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



米原市の基準月額
3,850円

くわしくは6月中旬にお届けする個別通知「平成18年度介護保険料決定通知書」をご確認ください。

これまで	見直し後
第1段階 (基準額×0.5)	第1段階 (基準額×0.5) 生活保護を受給している人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
第2段階 (基準額×0.75)	第2段階 (基準額×0.5) 世帯全員が、住民税非課税で前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階 (基準額)	第3段階 (基準額×0.75) 世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人
第4段階 (基準額×1.25)	第4段階 (基準額) 世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人は非課税の人
第5段階 (基準額×1.5)	第5段階 (基準額×1.25) 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人
	第6段階 (基準額×1.5) 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人

お問い合わせ 健康福祉部 高齢福祉課(山東庁舎) ☎55-8103 ㊟55-8130

下水道への 早期接続にご協力を

公共下水道の
整備状況について

市内の公共下水道は、伊吹地域の整備を完了し、現在、平成22年度の市全域の整備完了を目指して、事業を進めているところですよ。

さて本年度は、4月1日に山東地域の桜ヶ丘・平和台・小田、近江地域のサンライズ近江の4地区で新たに供用を開始。市内の公共下水道普及率は79.7%(前年同月比5.6%増)、水洗化率は68.4%(前年同月比5.3%増)となりました。

今後も年度内に市内3地域での新たな供用開始を予定しています。

下水道の整備が進むと衛生的で快適な日常生活が送れるとともに、河川や湖沼の水質改善が図れます。また、水道使用料の増加が、下水道事業の経営基盤を強化することにもつながります。

下水道への
早期接続をお願いします

下水道法では、汲み取り式のトイレをお使いの場合は3年以内に水洗トイレにすることが義務付けられています。できるだけ早く下水道に接続してくださいませようお願いします。また、浄化槽を使用している場合も浄化槽を廃止し、下水道への接続をお願いします。

工事資金の
融資あっせんについて

汲み取り式トイレ等を水洗化する場合や、既存の浄化槽を廃止して、下水道に接続される場合には、供用開始後3年以内であれば市内の金融機関を通じ、工事資金の融資あっせんを行っていますのでご利用ください。融資あっせんについてくわしくは下記までお問い合わせください。



お問い合わせ 土木部 下水道課(近江庁舎) ☎52-6924 ㊟52-4858



実施希望日の14日前までに事務局へお申し込みください。

他事業との重複等により、ご希望の日時に開講できないこともありますのでご了承ください。

分類	NO.	講座名	担当課	内容等
教育	43	楽しい親子読書	市内保育園	絵本っておもしろいよ！
	44	子どもと一緒に遊ぼう		子育てを一緒に楽しみませんか
人権	45	人権について学ぼう	人権協働課	ワークショップにより部落差別をはじめとするあらゆる心理的差別への気づきと学習
	46	男らしさ・女らしさ		ともに築こう！男女のパートナーシップ
文化歴史	47	米原のルーツを探る	文化 スポーツ 振興課	市名の由来はどこから
	48	子ども歴史教室		古代の火起こし・石器作りに挑戦
	49	新・米原歴史探訪		市内史跡・文化財めぐり
	50	伊吹山の歴史探訪		伊吹山の史跡・文化財めぐり
	51	米原の街道を歩こう		市内に残る中山道・北国街道の街道・まちなみ散策
	52	新・米原の歴史		知ろう・誇ろう郷土の歴史
	53	伊吹山の歴史と自然		伊吹山と山麓地域の暮らし
	54	城のまち・米原の戦国時代		国指定の中世山城のほか多くの城が、戦国の米原を物語ります
スポーツ	56	気軽にやってみよう！ニュースポーツ講座	自治振興課	簡単なルールで気軽に楽しめる「ニュースポーツ」。スポーツを身近に感じていただけます。(参加人数に制限あり。平日の昼間のみ)
	57	シルバーさん筋肉もりもり教室		筋力は何歳になってもアップできる！高齢者を対象にスポーツや運動をとおして「筋力アップ」をわかりやすく楽しく出前します。(参加人数に制限あり。平日の昼間のみ)
防災・安全	58	最近の消費者トラブルと対処法	自治振興課	悪質商法の手口や被害に遭わないための方法をアドバイスします。(平日の昼間のみ)
	59	防災豆知識	防災安全課	災害時の避難場所及び自主防災組織等の説明、防火の知識・市の防災計画の概要
	60	緊急！高齢者の交通事故		交通事故に遭わないために
	61	犯罪を防ぐ安心・安全なまちづくり	犯罪を未然に防ぐ「明るいまづくり」のための防犯対策	
	62	消火器の取り扱い	米原消防署	あなたも初期消火の達人
63	地震対策	地震その場で守ろう身の安全		
救命	64	応急手当講習会	米原消防署	いざという時の心得
	65	普通救命講習会		私も家庭の救命士(心肺蘇生法、止血法)
施設見学	66	ルッチプラザの見学	ルッチプラザ	ルッチプラザの探索
	67	柏原宿歴史館の見学	文化 スポーツ 振興課	柏原宿歴史館の見学と宿場学習
	68	伊吹山文化資料館の見学		米原市山麓地域の歴史・くらし・自然の展示に触れ、体験してみよう
	69	奥伊吹ふるさと伝承館の見学		秘められた歴史と民俗文化財の宝庫・四季折々の自然も満喫できます
	70	醒井宿資料館の案内		中山道醒井宿の歴史と町並みとヴォーリズの郵便局舎
	71	近江はにわ館の見学	近江はにわ館の見学(近江地域のはにわと古墳の紹介)	
72	消防署の見学	米原消防署	消防署の見学	

その他の出前講座(各機関へ直接お申し込みをお願いします。)

分類	NO.	講座名	実施機関	内容等
施設案内	73	クリスタルプラザの見学	クリスタルプラザ (0749)62-7143	ゴミが宝石に生まれ変わります(平日の昼間のみ)
	74	東北部浄化センター見学	東北部浄化センター (0749)26-6633	きれいになる家庭汚染
人権	75	男女共同参画の実現をめざして	男女共同参画センター (0748)37-3751	家庭や職場、地域等の日常生活の中で性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が互いにパートナーとして男女共同参画社会の実現をめざすもの
安全	76	食肉の安全	食肉衛生検査所 (0748)37-7037	食肉の安全確保と衛生対策等について(火曜日または水曜日の午後のみ(休日は除く))

米原市 生涯学習まちづくり出前講座

この講座は、市民の皆さんの聞きたい・知りたい・学びたい内容に応じて市職員等が直接出向き、市民生活や生涯学習の推進に役立つ情報をお届けするものです。講師料は不要です。ぜひご利用ください。

出前講座メニューはぜんぶで76種類

ご利用の手順

1.メニューを選択

利用者（5人以上の市民・グループ団体等）は、メニュー表の中から希望する講座を選択します。

分類	NO.	講座名	担当課	内容等
議会	1	議会の仕組みについて	議会事務局	市議会の概要
市政等	2	選挙に行こうよ	総務課	選挙全般についてのお話
	3	情報公開		情報公開制度とは
	4	個人情報について		個人情報について
	5	ことしの予算	財政課	広報別冊『みんなにわかる みんなのまいばら予算』などを用いて説明
	6	指定管理者制度	契約管理課	指定管理者制度とは
	7	身近な税金の話（市税編）	税務課	所得税・住民税の税額の算出方法（奥さんのパート収入はいくらまで無税？）・固定資産税のあらましと課税のしくみ・市税の納付方法について
	8	暮らしの税情報	長浜税務署	「税の基本的な仕組み」や「税とそのゆえ」をわかりやすく説明（平日の昼間のみ）
	9	米原市内のバス交通	総合政策課	バス交通をとりまく環境の変化と今後のバス交通のあり方について
	10	行財政改革		行財政改革大綱の概要・実施計画の概要
	11	自治基本条例ってなに		自治基本条例の概要 これからのまちづくりについて
	12	まちの将来像		新市まちづくり計画の概要と総合計画
	13	「にぎわい」と「交流駅」と「まちづくり」	米原駅周辺整備課	どう変わる、米原駅周辺
	14	窓口業務アラカルト	市民窓口課	各種届出の方法や証明書の請求申請について
	福祉	15	障害者福祉サービスあれこれ	社会福祉課
16		介護保険とは	高齢福祉課	介護保険制度のしくみと市の現状
17		国民健康保険ってなに	医療保険課	国民健康保険制度の目的と内容、市の現状
18		福祉医療ってなに		福祉医療制度の目的と内容
19		国民年金の豆知識		国民年金制度の内容と役割、被保険者の種類、給付の種類など
20		福祉体験・車いす体験講座	社会福祉協議会	車いすの特性と実際に車いすに乗ってもらいながら福祉のまちづくりについて学びます。
健康	21	介護予防	高齢福祉課	転倒、閉じこもり、認知症、うつ、口腔機能の低下等の予防について
	22	すこやか子育て	健康づくり課	乳幼児期の発育・発達・栄養等について
	23	若い頃からの生活習慣病が大切		メタボリック症候群ってなに
	24	骨の貯蓄は若いときが肝心		骨そしょう症予防
	25	肺がんとたばこ		百害あって一利なし、たばこの害について
	26	糖尿病予防		症状がないのが糖尿病、現代的糖尿病予防は誰もが心がけること
	27	こころの健康づくり		ストレス、うつ、アルコール、更年期と上手に付き合うには
	28	睡眠と健康		ここちよい眠りのための工夫、生活リズムの大切さを学ぶ
環境	29	ISO14001ってなに		総合政策課
	30	ゴミの減量とリサイクル	環境保全課	自然環境の保全と限りある資源の有効活用をめざし、ゴミの減量とリサイクルの推進について
	31	地球にやさしい買い物		エコマークの付いた商品
	32	下水道と水洗化	下水道課	快適な生活環境をつくる下水道の役割
	33	こうして届けられる水道水	水道課	上水道施設の見学
	34	みずの話		市の水道事情・基本計画について
観光	35	まちの宝物（観光編）	商工観光課	名所、旧跡と観光めぐり
教育	36	図書館はこんなところ	図書館	本の探し方・使い方、知りたい情報や疑問などの調べ方など
	37	おはなし会		紙芝居、おりがみ、読み聞かせなど
	38	気軽な調理実習	給食センター	調理実習
	39	食事の栄養相談	学校教育課	生活習慣予防のための栄養指導と、食の大切さを学ぶ
	40	子どもの教育		学校教育の現状について
	41	生涯学習って な・あ・に？	生涯学習課	生涯学習とは・生涯学習によるまちづくりとは
	42	わたし・出会い・発見		ゲームで気づく人権

講座

米原市手話入門講座

開催期間および開催日▶7月10日(月)～11月6日(月)の毎週月曜日
 時間▶19時～21時 定員▶30人
 会場▶近江地域福祉センター「やすらぎハウス」
 応募資格▶次の条件をすべて満たす方
 ・米原市在住または在勤の15歳以上の方
 ・手話の経験がないが、1年未満の方
 ・全講座履修できる見込みの方
 受講料▶無料(テキスト代1,200円が必要)
 申込切▶6月30日(金)
 ・米原市社会福祉協議会
 ☎54-3105 FAX54-3106

長浜農業高校「学校開放講座」 ～楽しいガーデニング講座～

開催日▶6月24日(土)、7月8日(土)、
 10月7日(土)、12月9日(土)
 対象▶中学生以上ならどなたでも
 受講料▶2,000円(教材費は別途必要)
 定員▶20人(先着順)
 応募切▶6月16日(金)必着
 応募方法▶はがきまたはFAXで「住所・氏名・性別・年齢・電話番号」を明記のうえ「楽しいガーデニング講座受講希望」と書いて下記まで
 ガーデニングの他に「からくり玩具講座」も開催します。くわしくは下記まで。
 ・長浜農業高校 開放講座担当
 〒526-0824 長浜市名越町600
 ☎62-0876 FAX65-1343

講座

NP0パワーアップセミナー

日時▶7月9日(日)14時～16時30分
 場所▶人権総合センターS・Cプラザ
 講師▶大阪ボランティア協会
 NPO推進センター 水谷 綾氏
 定員▶20人 受講料▶無料
 ・人権総合センターS・Cプラザ
 ☎54-2444 FAX54-3033

来日外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。外国人労働者問題に関する正しい理解を深めましょう。
 米原市国際交流連絡協議会事務局
 (米原警察署警備課内) ☎52-0110

職業生活設計セミナー

定年後の生涯生活設計に役立つ保険、税金のほか、健康管理や生きがいなどをテーマにしたセミナーです。
 彦根会場(場所:ひこね燦ばれす)

老齢年金の基礎編	6月16日(金)
老齢年金の応用編 ～利口な社会保険 受給のために～	7月21日(金)

長浜会場(場所:長浜商工会議所)

介護保険の基礎知識	6月30日(金)
-----------	----------

時間はいずれも13時30分～15時30分
 受講料▶無料 定員▶20人
 申込方法▶開催日前日までに電話またはファックスでお申し込みください。
 ・(社)滋賀県雇用対策協会
 「滋賀高齢期雇用就業支援コーナー」
 ☎077-527-2201 FAX077-527-2230

催し

あじさいミュージックJAM

湖北地域の音楽グループが協力してつくる手づくりの音楽祭。入場無料です。
 開催日▶7月9日(日)13時30分～16時
 場所▶米原公民館 大ホール
 米原公民館
 ☎52-2240 FAX52-2242

醒井水の宿駅

田中貴光展「書と水彩画」

期間▶6月20日(火)～7月8日(土)
 10時～17時 無休
 場所▶醒井水の宿駅 入場料▶無料
 醒井水の宿駅
 ☎54-5353 FAX54-5354

伊吹山文化資料館 第57回企画展

「善の綱 播隆さんと伊吹山」
 古代、日本の七高山のひとつとされ、多くの修験者が修行した伊吹山。槍ヶ岳の開山者として知られる播隆もそのひとりです。今回の企画展では播隆と伊吹山の関わり、播隆の生き様などを紹介します。



期間▶5月27日(土)～7月2日(日)
 9時～17時 月曜休館
 場所▶米原市伊吹山文化資料館
 入館料▶大人100円、中学生以下50円
 (市内小中学生は無料)
 米原市伊吹山文化資料館
 ☎・FAX 58-0252

国蝶オオムラサキの観察会

かぶと山を散策しながら、オオムラサキを観察します。人口樹液の作り方やオオムラサキのクイズにチャレンジしてみよう!
 日時▶7月2日(日)10時～14時
 集合▶多和田会館前に10時までに持ちもの▶弁当・水筒・雨具・筆記用具・レジャーシート
 雨天の場合は多和田会館にて実施
 近江・オオムラサキを守る会(樋口)
 ☎54-0440

平成17年度情報公開の実施状況

市民のみなさんの市政参加を促進し、より身近で開かれた市政の実現を目指して実施している「情報公開制度」。この制度では、市が保有する公文書を皆さんからの請求に応じて公開しています。平成17年度の実施状況は次のとおりです。

実施機関	請求件数	公開		非公開	不存在	取り下げ
		全部	部分			
市長部局	4		2		2	
教育委員会	3		3			
合計	7	0	5	0	2	0

「部分公開」とは当該公文書に含まれていた個人情報等を除いて公開したものです。今後も積極的な公文書の公開に努め、公正かつ透明性の高い行政の推進を図ります。

お問い合わせ 総務部 総務課(米原庁舎) ☎52-1552 FAX52-4447



お知らせ

6月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

口座振替日・納期限は6月30日(金)

- ▶市・県民税 第1期
- ▶国民健康保険税 第1期
- ▶保育園保育料 6月分
- ▶介護保険料 第1期
- ▶水道料金 6月分(4月使用量)
- ▶下水道使用料 6月分
山東・伊吹・米原地域(4月汚水量)
近江地域(2-3月汚水量を1/2したもの)

市 税務課(近江庁舎)
☎52-1556 FAX52-8730

個人情報保護制度がスタート

本年4月、個人の権利利益を保護することを目的とした「米原市個人情報保護制度」をスタートしました。この制度は、市が保有する個人情報の適切な取り扱いに関して基本的な事項を定め、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求めることもできます。

市では、この制度に基づき、今まで以上に個人情報を適切に管理し、公正で適正な行政を推進していきます。

市 総務課(米原庁舎)
☎52-1552 FAX52-4447



募集

「夢高原かっつび伊吹」 出場者を募集

標高1,377mの伊吹山。ふもとから頂上までの山道を駆け登ってみませんか。あなたのチャレンジをお待ちしています。

開催日▶8月27日(日)

会場▶伊吹山

《参加部門と参加料》

アタック伊吹の部(山頂まで)参加料3,500円

チャレンジ伊吹の部(3合目まで)参加料2,500円

エンジョイ伊吹の部(3合目までウォークラリー)参加料500円

申込方法▶指定の用紙に必要事項を記入の上、郵便払込または現金書留でお申し込みください。

申し込み後の不参加、荒天中止の場合でも参加料は返金しません。

申込〆切▶7月24日(月)消印有効

伊吹山麓青少年総合体育館内
夢高原 かっつび伊吹2006事務局
〒521-0314 米原市春照77-2

☎・FAX58-1155

E-MAIL bunspo@city.maibara.shiga.jp

第44回滋賀県障害者スポーツ大会 出場選手募集

競技種目▶ボウリング

日時▶7月30日(日)9時15分～12時
場所▶大津ポウル

対象▶市内在住の13歳以上で療育手帳をお持ちの方

申込期限▶6月26日(月)

申込先▶市役所各庁舎自治振興課または山東庁舎社会福祉課

市 社会福祉課(山東庁舎)

☎55-8102 FAX55-2406



試験

給水装置工事主任技術者国家試験

試験日▶10月22日(日)

受検資格▶給水装置工事に関して3年以上の業務の経験を有する人

受検手数料▶16,800円

願書請求提出先▶(財)給水工事技術振興財団 国家試験部国家試験課

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町4番7号

願書頒布期間▶7月7日(金)まで

受付期間▶7月14日(金)まで(郵送の場合は配達記録郵便で。7月14日の消印有効)

給水工事技術振興財団 国家試験課
☎03-5695-2511 FAX03-5695-2501

平成18年度「環境塾」塾生を募集します

米原市の豊かな自然に触れながら環境問題への関心を高め、美しい自然環境をみんなで守り・引き継いでいくため、今年度も「環境塾」を開講します。

みなさんのお申し込みをお待ちしています。

【応募資格】18歳以上の人ならどなたでも

【定員】20人(先着順・定員になり次第受付を終了)

【参加費】実費分を徴収(各回500円程度)

【申込締切】6月26日(月)

【申込方法】電話またはファックスで右記まで。



お申し込み・お問い合わせ

市 環境保全課(伊吹庁舎)

☎58-2230 FAX58-1630

	テーマ	内容	開講日時	場所	講師・指導者
1回	社会環境	開講式と基調講演	7月15日(土)午前中	ルッチプラザ2階研修室	田中萬祐氏
2回	生活環境	循環型社会における人づくり	8月12日(土)午前中	近江公民館2階研修室	新江州(もり) 森建司氏
3回	水環境	びわ湖湖上体験学習	9月の(土)1日中	びわ湖上	体験船職員
4回	自然環境	里山の観察と雑木の重要性について	10月の(土)1日中	清滝山	田中萬祐氏
5回	山林の環境	里山づくりの学習	12月2日(土)午前中	やまのぼの森(日光寺)	おおばやし(お)みりこ 大林文彦氏
6回	水辺の環境	三島池の野鳥の学習	1月の(土)午前中	三島池	田中萬祐氏

少雨決行。悪天候等で中止する場合があります。

開講日時が決定していない講座については、決定次第、受講者に通知します。

7月2日(日)は、滋賀県知事選挙の投票日です。

「一票で 笑顔あふれる まちづくり」棄権することなく投票しましょう！



時 間 午前7時から午後8時まで(第1～第4投票所は午後7時まで)
投 票 所 広報まいばら6月1日号をご覧ください。

【一部、投票区割の変更と投票所の変更を行いました。投票にお出かけの際は、お間違えのないようにご注意ください。】

入場券を忘れたら...

入場券を忘れたときは投票所の受付でその旨をお申し出ください。選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。

投票日に投票に行けない人は...

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票が行えます。

期間：6月16日(金)から7月1日(土)まで(期間中の土日も投票できます)

場所と時間：米原市役所米原庁舎 午前8時30分から午後8時まで

米原市役所山東庁舎・伊吹庁舎・近江庁舎 午前8時30分から午後6時まで

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局(米原庁舎 総務部総務課内) ☎52-1552 ㊟52 4447

消費生活相談コーナー



困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

「法律で住宅用火災警報器の設置が義務付けられたのはご存じですよね？」と言って訪れた業者が、点検を理由に家の中に入ろうとしたというトラブルが発生しています。不審に思った住人が「消防署に確認する」と玄関先で断つたため、被害の発生には至りませんでした。

「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました
悪質な便乗商法にご注意を！

消費生活
緊急情報

「消防署の許可を得て町内を回っています」「市の委託を受けて伺いました」「設置しないと罰せられます」などとウソを言って訪問するケースや、電話で勧誘するケースが予想されますが、市や消防署では防災機器を直接販売したり、特定の業者に販売の許可や委託を行ったりすることは一切ありません。くれぐれも注意してください。

なお、火災警報器は指定商品ですから、8日以内であればクーリング・オフできます。

「住宅用火災警報器」の設置について



NSマーク

設置が義務付けられた火災警報器は煙を感知するタイプのもので、電池式のものや家庭用電源を使うものがあります。防災設備の取扱店やホームセンターなどで購入できますが、購入する際は、NSマーク(総務省令で定められた基準に適合した製品につけられるマーク)がついている製品を選ぶとよいでしょう。

火災警報器の設置に資格は必要ありません。配線工事が不要な場合はだれでも取り付けことができます。設置に伴い、配線工事が必要となる場合には資格が必要となりますので事前に見積もりを取り、納得の上で依頼しましょう。

設置場所は主として寝室の天井や壁面ですが、くわしくは市役所防災安全課(☎52-6630・㊟52-6930) または消防署(☎55-0108 ㊟55-3407)へお問い合わせください。